

竹島・独島問題と日韓関係：日本の視点

東 郷 和 彦

はじめに

本論文は、2014年11月21日（金）ソウル大学国際大学院にて開催された日韓関係国際学術会議『独島・竹島問題をいかに語るか——日本の立場と日韓関係』に提出したものである。日本語にて書かれたものであるが、その後、会議に参加した者の他の論文とともに韓国語に翻訳され、2015年6月に小冊子として出版された（ISBN 978-89-5668-196-2 03910）。それにともない、そのオリジナルである日本語原論文をここに掲載するものである。

第1章：日韓の認識ギャップ⁽¹⁾

第一節：日本人のナイーヴな楽観主義

戦争が終わってからの70年、平均的日本人の韓国に対するものの見方は随分変わってきたと思う。戦争が終わったとき、日本人の韓国に対する見方は、植民地体制がどのような爪痕を韓国側に残したかという点について、十分なものではなかった。日本側は韓国側の心理を理解するに時間がかかった。1952年に始まった外交関係設定の交渉が1965年までかかったことについても、その大きな理由の一つとして、この点があったと思う。

けれども、外交関係の開設の過程を通じて、またその後の過程を通じて、日本側のこの点に関する認識は変化を遂げてきたと思う。1973年から1983年に至る POSCO への日本側民間の協力、1984年の全斗煥大統領と

1990年の盧泰愚大統領の訪日とその際の天皇のお言葉、1993年の河野談話、1995年の村山談話、1998年の金大中大統領訪日と小渕・金大中共同声明、更に2010年の菅直人総理大臣談話と、そういう日本側の認識の変化にはそれなりの一貫した流れがあったと思う。もちろんこの間、日本側の反韓思想の台頭のような動きもあったが、国民全体の普通の感覚を私の世代の言葉で総括するならば、対韓国への見方は、少しずつでも一貫して深化してきたように見えるのである。

そういう過去に対する認識の変化と同時に日本人の中に戦後の韓国の発展に関する尊敬と称賛の気持ちが生まれてきた。その第一の側面は韓国の民主主義の発展についてである。軍事独裁体制で始まった戦後の韓国の政治制度を変えてきた原動力は、命をかけた韓国学生運動の強烈な内から湧き上がってきた力によるところが大きかった。1960年李承晩政権の終焉、1979年朴大統領の暗殺のあとに始まった学生運動の高揚、その頂点ともいべき1980年の光州事件、そして1987年の民主化宣言発出に至る様々な経緯などを見ていくと、そこには民主主義を自力で作ってきた民族の力強さが感ぜられる。

第二の側面は、韓国の経済的発展である。日本は敗戦後、1960年代「奇跡」の成長から70年代のG7参加から80年代の「ジャパン・アズ・ナンバーワン」としてアジアを牽引する勢いを示した。この間韓国経済は、「四つの龍」の一つとして日本に次ぐアジア経済のリーダーとして冷戦期を終了した。その中から1996年にはOECDに加盟、ついで、ヒュンダイ（自動車・造船）、サムソン（家電・造船）、ポスコ（製鉄）等、日本の対抗会社と肩を並べ、あるいはそれをぬいて世界のブランドとして成功する圧倒的な印象を与え始めた。

第三の側面は文化である。1998年の金大中大統領の訪問は日韓間を共通の基盤に立たせる画期的なものであったが、その一つの結果は韓国における日本からの文化の開放となるはずであった。けれども、2002年の世界サッカー大会の共催をへて、2003年から2004年NHKで放映された「冬のソナタ」とペ・ヨンジュンは、「韓流」という全く新しい現象を日本

側でうんだ。戦後初めて、日本女性の中に、ペ・ヨンジュンや「冬ソナ」に表れた韓国の社会を素敵だと思い、韓国語と韓国の文化と韓国の生活に親しみたいという気持ちが溢れだしたのである。そこに生まれた韓国に対する純粋な好意と関心は、日韓の将来に明るい期待を抱かせるものと感じられた。

さて、成功は自信を生む。自信は他者に対する寛容を生む。韓国の成功は、長く待たれた日韓間の和解への下地をつくるのではないか。2000年代の前半、多くの日本人の心に生まれたのはそういう両国関係に対する楽観的な見方であったと思う。けれどもこの楽観主義が「ナイーブ」なものでしかなかったことに、2010年代に入って日本側は気づかされることになった。

第二節：2010年代の日韓政治対立の激化

少なくとも日本側から見ると、それまで予想していなかったことが次々と起き始めたのである。成功によってもたらされた自信は、韓国においては全く別の形を取り始め、積年解決されずにいた歴史認識に対する怒りを今度こそ十全な形で爆発させ、日本側の徹底した反省をせまる要求が噴出し始めたように見える。国民的・大衆的レベルでこの怒りが結集し始めているかと問えば、それは必ずしもそうだとは言えない。経済・文化・社会を通じての両国の韌帯は決して弱くなってはいないようにも見える。けれども、政治に関する限り、両国がいま極めてギクシャクした関係にあることもまた事実だと思う。

たぶんその始まりは、2011年8月韓国憲法裁判所が下した「韓国政府は慰安婦の権利をまもっておらずその対応は違憲である」という判決であった。80年代の末から慰安婦問題が日韓関係の重要な議題となり、少なくとも韓国政府が慰安婦の方々の傷ついた立場を守ってこなかったというのは、日本側からすれば驚きを誘う判決であるが、違憲判決をうけた韓国政府は国内的には厳しい立場にたたされることになった。

ついで2012年5月韓国大法院（最高裁判所）が、いわゆる戦時強制労働

働に対する補償問題は1965年の日韓請求権協定によっては解決されていないという判決をだした。この判決は多くの日本人を驚かせた。三菱重工と新日鉄に対し強制労働をさせられた韓国人原告が、韓国の裁判所に提起、下級審はこれを棄却したが大法院が今度は下級審の判決を破棄差し戻しとし、その理由として「日本の国家権力が関与した反人道的不法行為や植民支配と直結した不法行為による損害賠償請求権が請求権協定の適用対象に含まれると見るのは難しい」と判示したのである。請求権協定は、植民地問題に関する韓国側の主張の是認の上になりたっていないので強制労働問題が未解決であるということは、65年体制を根本的に否認することとなる。もしもこの判決が同じ問題をかかえた多数の日本の会社に適用されれば、両国関係は見通しの無い状況に投げ込まれる。

更に2012年8月10日李明博大統領が竹島（独島）に上陸、その画像がテレビとネットを通じて多くの日本国民の網膜にやきつき、しかもその印象は一月前のメドベージェフ大統領の二回目の国後訪問への不快感と重なって見えた。その直後の天皇陛下の訪韓についての「韓国人の心に響く謝罪が必要だ」という発言が、日本人の心に響かなかったことも言うまでもない。竹島（独島）訪問の原因は、慰安婦違憲問題に対する野田政権の無理解という説が広く流布されたが、その真偽がどうであれ、この夏おそらく戦後初めて、日本側の感情が韓国側の感情を上回るかたちで爆発したように見えるのである。

2013年に朴槿惠大統領が就任、安倍政権との間でいくつかのギクシャク現象が生じ始め、3月1日の国家記念日で「(日本と韓国の)加害者と被害者という歴史的立場は、千年の歴史が流れても変わることがない」と述べ、この発言を見たかなりの日本人の心に一種の徒労感を生んだことも事実だと思う。

2013年12月の安倍総理の靖国参拝、2014年7月の集団的自衛権行使の閣議決定も韓国側からの激しい反発を生んだ。安倍・朴の両首脳間の関係での明白な好転の兆しは見えず、オバマ大統領の仲介で2014年4月にヘーグで行われた一回の会談以外の話し合いはまだ行われていない。

第三節：歴史認識問題についての共通の視座の必要性

日本と韓国が今直面している政治的困難を解決するためには、双方の努力が必要だと思う。日本においては、韓国における植民地支配に対する怒りと恨みの深さに対する日本人の理解を維持・深化させる必要があると思う。

そういう思いもこめて、私は、拙著『歴史認識を問い直す』に韓国人は日本に対して七つの「恨」を抱いていると書いた⁽²⁾。

- ①民族の屈辱感。華夷秩序で自分より低位のものから支配された記憶。
- ②裏切り。韓国の独立の保証から始めた日露戦争の勝利の5年後の韓国併合。
- ③併合前及び併合初期における弾圧。
- ④皇民化。1930年代以降、韓国人をもって日本人としようとしたこと。
- ⑤日本人として対米国戦争を共に戦うまでに至らしめられたこと。
- ⑥戦後の南北の分断。なぜ韓国が分断され日本は一体性を保ったのか。
- ⑦朝鮮戦争。分断された民族の間での殺し合い。

以上の視点に立ち、日本人は歴史認識において維持すべき道徳的矜持があると思う。一つは、「歴史認識について、和解をしましょう」と言わないことである。加害者・被害者の構図において、加害者ができることは、事態を反省し、謝罪し、償い、記憶することである。和解は被害者の判断であり、加害者が要求することではない。もう一つは「未来志向の関係を創ろう」と言わないことである。歴史問題を議論するにあたって、加害者側が「未来志向」といえば、被害者側は「過去を忘れよう」と言っているように聞こえる。これだけは、加害者から聞きたくない言葉なのである。

そのように考えるならば、歴史問題は、日本は自ら顧みて最善の良心をもって反省・謝罪・償いをし、それを忘れないという道徳性を維持し、相手方がこれを赦し、和解を提案するまで待つという構図が出てくる。もちろん、相手側の「恨」にそれまで思い至らないほどの深さがあると思った時には、今までの反省を超えるものが日本側から出てくることになる。しかし、これまでの経過から判断するに、これは時間のかかるプロセスと

いうことになる。

しかし、現下の日韓関係では、この長期的な構図が成り立たなくなっている。先にあげた慰安婦・強制労働・竹島などの政治的懸案は、いずれも何らかの解決を要する問題となってきた。背景に歴史問題があるからといって、被害者である韓国側の意向に従った対応を日本側がとるまで問題が解決しないとすると、これらの問題は歴史認識の範囲を超えこれまで積み上げてきた国と国との関係を壊す可能性をはらんでいる。

しかも、現下の日韓関係では、一つの問題の困難が他の問題の困難に悪影響を与えるという悪循環を引き起こしてきた。この悪循環をたちきり、何らかの好循環を作り出さねばならない。一つ一つの問題を孤立化させ、それぞれの改善をさぐることである。それでは、好循環にいたるべき一つ一つの交渉をどうやって前に向かって動かすか。それには、私は外交の原点に立つことしかないように思われる。それは「相手の立場にたって考える」ということである。外交交渉という発想をとるなら、このことは世界の外交官の誰もが共感する原理である。

第四節：幅広い国家利益と長期的な歴史という視座

現在の日韓の政治的困難は、歴史認識問題、具体的には36年の日本の韓国支配をどう総括するかについての見解の違いから生まれている。この難しい問題を解決してまで、なぜ日韓の関係を改善しなくてはいけないのだろうか。もちろん、引越しのできない隣人であるとか、歴史的文化の共通性とか、喧嘩するより仲良くした方がいいことだとか、様々な「べき」論はあると思う。けれども、歴史認識問題がこれだけこじれてくると、そういう一般的な「べき」論では通用しないかもしれない。最初に出てくる議論は、両国の利益にとって仲良くした方が得になる、仲良くしないと困ったことになるというリアリズムに基づく議論だと思う。

第一に、アメリカがアジアに拠点（ピヴォット）を移したのは、台頭する中国、危険をはらむ北朝鮮と言った状況下で、アジアを安定させ、自国の権益を拡大することに枢要な国益を見出しているからである。そのアメ

リカにとって、韓国と日本は東アジアの最も重要な同盟国である。韓国と日本にとっても安全保障を含めてアメリカとの同盟関係は国策の柱である。そういう東アジアにおける力関係の現実を見れば、日韓は当然に提携を強化すべきである。

第二に、韓国と日本は、経済社会問題において多くの共通の問題をかかえ、ないし共通の立場にたっている。中国を核とする東アジア経済圏ともいうべきものの中に位置し、アメリカ他グローバルな貿易・投資環境に利益を見出し、また少子高齢化社会のひずみに世界でも最も早くさらされている。こういう共通の問題に対して両国の関係者が情報と問題意識を共有して対応することが両国の利益であり、心理的な壁にとらわれて協力しないことによって実はたくさんの得ることができるかもしれない利益を失っているのではないか。

第三に、国際関係において日韓の態度で最も顕著な違いがあったのは、中国との関係である。尖閣問題の顕在化以降、日中は状況が悪化すれば武力衝突に至るのではないかという状況になっていた。ところが、11月7日、日中両国は四項目の合意文書を発表し、北京 APEC における安倍・習近平会談の開催を発表した。日韓首脳会談に先駆けて行われる日中首脳会談はどのように進むのか。マスコミ的に喧伝される中国と韓国との関係の親密化の中で、実は、中国問題こそ日韓間で深く静かに話し合うべきことではないのか。

私は、これらの点はすべて正しいと思うし、そういう視点からの両国関係の発展に関係者は意をつくすべきだと思う。同時に、日韓間の対立を考えるとときに更に有益なことは、古来からの歴史に遡り、日本と朝鮮半島が歴史の動乱に投げ込まれた時に、先人たちがそこからいかなる教訓を引き出してきたかを知ることではないかと思う。

第一に、日本で古墳時代大和朝廷の下で国の統一が本格化し、韓国では高句麗・百済・新羅が勢力を競い、これに唐が関与、結局 663 年白村江で、新羅・唐の連合軍に百済・大和の連合軍が大敗した古事に遡りたい。この敗北のあと、百済の王族・貴族の一部が大和に移り住み、その血筋が天皇

家の血筋に入ってきた。

2010年10月奈良で開催された「平城（奈良）遷都1300年記念式典」で天皇陛下は「平城京に在位した光仁天皇と結ばれ、次の桓武天皇の生母となった高野新笠は続日本書紀によれば百済の武寧王を始祖とする渡来人の子孫とされています。我が国には奈良時代以前から百済を始め、多くの渡来人が移住し、我が国の文化や技術の発展に大きく寄与してきました（以下略）」と述べられ、多くの日本人の心に深い印象を残したのである。⁽³⁾

第二に、日本と朝鮮半島との関係は、豊臣秀吉による朝鮮出兵（1592年～文禄の役、1597年～慶長の役）により深い傷痕が残った。この戦争に元来消極的な態度をとり続けていた徳川家康は、1600年関ヶ原で国内一の実力者となって以降、関係の正常化に腐心、1607年には朝鮮側からの信使（回答兼刷還使）の派遣によって関係の正常化が実現した。この信史は、江戸城で徳川第二代将軍と国交を回復した後帰路静岡（当時の駿府）に入り、6月20日駿府城にて家康に謁見した。

この古事にならい、2014年6月20日朝鮮通信使ゆかりの清見寺にて、川勝平太静岡県知事のよびかけにより、裏千家大宗匠千玄室を亭主に、イスンジュン駐韓国横浜総領事を正客に、徳川宗家第18代当主徳川恒孝氏を次客とした茶会が開催された。2015年には朴大統領を迎えてこの行事を実現できないか、真剣な検討が進められている。

注

- (1) 本論考の記述は、2014年8月28日から30日まで、済州島にて北東アジア研究財団及びチョウセン・イルボー主催の「日韓関係の正常化と展望」に提出した論考と軌を一にしている。
- (2) 東郷和彦『歴史認識を問い直す：靖国・慰安婦・領土問題』角川ワンテーム21、2013年、150～151ページ
- (3) <http://www.kunaicho.go.jp/okotoba/01/okotoba/okotoba-h22e.html#D1008>
2014年9月21日参照

第2章 竹島・独島問題と日韓関係

第一節 解決不能の竹島問題⁽⁴⁾

地政学的・歴史的に見れば日韓関係を改善する理由がたくさんある背景の下で、歴史問題が日韓関係を崩壊に導くことの無いように、個別問題を一つづつ解決する努力が必要ではないかということを第一章で述べた。日韓関係を困難にしている歴史問題はたくさんあるが、現時点で選ぶとすれば、慰安婦問題、強制労働問題、竹島問題の三つだと思う。

最近の関係改善を求める日韓関係者の間でこの問題についての難易度を話すと、先ず慰安婦問題についてなんらかの解決を求めるべきではないか、竹島問題はあまりにも歴史が根深く、韓国側におけるエモーションが強いので当分の間手を付ける余地がないのではないかという意見が強い。本当にそうだろうか。

確かにこの問題に関する韓国側の意識には、日本がこの島を領有したのが1905年で、5年後の1910年に韓国を併合したという否定しがたい歴史的事実がある。韓国からみれば、竹島は「日本による朝鮮侵略の最初の犠牲の地」と映る。その「恨」が根本にある。日本人が日本による竹島の領有は正当だと話すと、韓国人にとっては日本が植民地化を正当化しようとしているように感じられる。こうなれば、韓国側として我慢ができなくなる。

更に、1954年、竹島を韓国側が実効支配したころから、竹島イコール韓国のアイデンティティと言う現象がでてきたようである。日本側で言うなら、富士山が日本人のアイデンティティであるのと同じような物語が「独島」についてできあがったようである。朝鮮の本土からは視認できず、鬱陵島の一点から水平線のかなたにほんの少し見える島であって、いかなる朝鮮の古書を見ても民族の生存に深くかかわった記録の無い島が、どうして自分のアイデンティティといえるほどに大事なものになるのか。この点は多くの日本人にとっては必ずしも良くわからないと思われるが、日本側も竹島問題はそういうものとして理解を深めてきた。

更に1951年、サンフランシスコ条約締結のとき、韓国から見れば不当な扱いをうけたという怒りが、独島領有に関する歴史的正当性を証明しようとするエネルギーを生み出しているように見える。交渉妥結に至るアメリカの立場は種々にゆれうごき、最終的には、竹島の島名は条約からは消え、帰属の問題は先送りされた。けれども、締結時のアメリカ政府の考え方は、1951年8月10日、ラスク極東担当国務次官補からの、竹島が「我々の情報によれば朝鮮の一部として取り扱われたことが決していない」という書簡によって表明された。⁽⁵⁾

韓国側としてラスク書簡の論拠を覆すためには、「我々の情報によれば」というところで使われている「今のアメリカにとって available (手にはいる)」と言う部分をひっくり返し、当時、日本政府がアメリカに提供した available な情報は間違っていた、ということを実証しようということになる。猛烈な情念がここに結集することになった。

歴史的・法的に一点の疑いもなく「独島は韓国固有の領土」であり、1905年から1945年まで日本の侵略によって奪われていたという韓国側の確信にはこういう背景がある。問題は存在しないし、交渉の余地などあり得ないし、ましてやICJ提訴など言語道断ということになる。

そういう韓国に特有の背景を考えれば、05年の島根県による「竹島の日」設定に対するノミュヒョン大統領の「外交戦争」という激昂ぶりも、06年の海底地図測量問題をめぐる両国海上保安庁当局による一触即発の事件も、08年大統領就任後の李明博大統領をゆさぶったアメリカ政府の地理的名称委員会による竹島・独島命名問題も、11年、我が国国会議員の鬱陵島訪問への査証拒否によって跳ね上がった緊張も、みなある程度説明できるように思われる。

第二節 竹島問題解決の可能性

しかしながら、問題を日本側から見れば全く別のように見える。1905年に島根県の領有手続きを完成させたときの竹島のステータスは、政府が主張するようにすでに「固有の領土」と呼べる状況にあったのか、無主の

地に先占したのかは、日本側において議論の余地があるところかもしれない。しかし、竹島領有は確かに日本の朝鮮半島進出の過程でおきたことではあっても、1905年以降の領有の正当性については多くの日本人はこれを疑っていなかったと思う。従って、1945年敗戦によって国防力を失った日本に対し、52年李承晩ラインを設定し竹島をその内側に取り込み、54年6月から8月竹島の実効支配を韓国が確立したことについて、大部分の日本人は納得できないと思っていたと思われる。

しかしながら爾来日本政府の解決策は一貫して「話し合いによる解決」であり、これに応じない韓国側への提案は、国際司法裁判所（ICJ）による司法的解決だった。54年9月日本政府は口上書をもって韓国側にICJ付託を提案し韓国側の拒否にあっている。

日韓間の次の話し合いの機会は1965年に実現した国交正常化交渉で訪れた。日韓それぞれの見解を表明した4往復のやり取りがあり、日本側は再びICJ提訴を提案したが合意にいたらず、結局「紛争は外交交渉により、それで解決できなかった場合には調停による」という趣旨の「紛争解決に関する交換公文」が交わされた。日本側は、竹島問題がこれに該当するとし、韓国側は「独島問題は紛争の対象ではないから交換公文の対象ではない」とした⁽⁶⁾のである。

以上の日本側の交渉態度において、決定的に重要な点の一つがある。それは、韓国が1954年に竹島を実効支配して以降、日本側はこの問題を日韓関係の中心課題として提起してこなかったということである。日本が現状変更を求めているもう一つの領土問題である北方領土と比べると、この差異はあまりにも歴然としている。北方領土問題について日本側はこれまで真に返還、すなわち現状の変更を求めてきた。しかし竹島問題についての日本側の立場は、平和的交渉と司法的解決であった。ICJ提訴は万が一日本側が敗訴となれば領有権を失うことを意味する。あくまで日本への返還を求めるといふのであれば容易にとりうる案ではない。日本側の立場は、言わばこの問題との共存を目指してやってきたと言ってもよいと思う。

さて気をつけなければいけないのは、2012年夏この流れにいささかの

変化が生じた始めたのかもしれないことである。8月10日、李明博大統領が突然竹島を訪問、その映像が日本の茶の間を駆け巡った。これまでの竹島をめぐる争いでは、とにかくいつも韓国側が怒っていた。今回怒り出したのは、日本人である。多くの日本人にとってテレビの画像の中の竹島における李明博大統領は、2010年11月、更に12年7月国後島を訪問したメドベージェフ大統領の映像に対する不快感と重なって見えたであろうことは、不幸なめぐりあわせであったのかもしれない。更に日本側の怒りは、李明博大統領が、仮定の問題として取り上げた天皇の訪韓について、「韓国人の心にひびく謝罪が必要だ」と述べたことによって一挙に増幅された。

日本政府の対応は、この時もまた、ICJへの提訴ということになり、韓国の共同提訴拒否をうけて、日本政府の単独提訴にいくかどうか、しばらくの間両国関係は緊張した。結局、年末の両国の政権交代によって竹島問題は政府間の主要な緊張要因としてはやや緩和していった。けれども逆にこのことは、改めて竹島問題の根の深さを印象付けることにもなったのである。

第三節 問題解決の方向性⁽⁷⁾

それでは、以上の双方の立場を勘案して、いかなる政策をとればよいか。問題の最終解決は、今の私には見通せない。しかし、最終解決に至る前の不可欠の道標として、一つの原則と三つの内容を提案したい。

一つの原則は、話し合いによって解決を試みることである。

私は、2012年夏日本側からICJ共同提訴・単独提訴の方針が報道された時から、これに強い違和感をもった。ICJ提訴で日本の求めるものは、結局国際宣伝戦に勝つことだった。日本がなすべきことはそういうことではない。日本は、韓国に対して、この問題を、対話によって解決しようということを本気で呼びかけるべきであった。そしていま、安倍内閣に求められている姿勢もそこにあると思う。

同時にそのためには、韓国側も「領土問題は存在しない、従って話し合

うことは何もない」という立場を改める必要がある。この立場は、冷戦の最中日本に対して最も厳しい立場をとってきたソ連が一時期とっていたものである。21世紀の日韓関係の指導原則としてふさわしくない。

さて、その対話の内容は何であるべきか。

第一に、竹島問題を政治的に棚上げする。

真におどろくべきことに、日韓の間におよそそういう時期が30年近くもあったようなのである。そういう時期が双方の合意によって形成されたとするのが、65年交渉における「竹島密約」説である。

本件について最も総合的に著述したとみられるのが、ロー・ダニエル氏という韓国生まれの研究者による『竹島密約』⁽⁸⁾である。当時の両国トップは、朴正熙大統領と佐藤栄作首相。直接署名したのは、それぞれのトップからその任を託された丁一権国務総理と河野一郎国務大臣だった。署名された文書には、次のような文言が記されていたとされる。

〈竹島・独島問題は、解決せざるをもって、解決したとみなす。したがって、条約では触れない。

- (イ) 両国とも自国の領土であると主張することを認め、同時にそれに反論することに異論はない。
- (ロ) しかし、将来、漁業区域を設定する場合、双方とも竹島を自国領として線引きし、重なった部分は共同水域とする。
- (ハ) 韓国は現状を維持し、警備員の増強や施設の新設、増設を行わない。
- (ニ) この合意は以後も引き継いでいく。〉

「解決せざるをもって、解決したとみなす」というのは、大変興味深い知恵である。解決していないのに解決したとしているのだから、まさに「棚上げ、したのである。けれども、解決していないのだから互いに主張する権利までは否定しない。しかし、お互いの主張は、解決しているのだから柔らかなものにならざるをえない。

いま外務省はこのような「合意が行われたとの事実はない」と、完全否

定の態度をとっている（2007年4月3日、鈴木宗男議員の質問主意書に対する回答）。けれども30年間にわたりこの問題は、二国間関係で大きな緊張の対象にならなかった。密約以降、現実の日韓関係は、ほぼ30年にわたり、あたかも密約があるかのように推移したように見えるのである。

私は86年7月から88年11月まで、倉成正外務大臣秘書官として、二度日韓外相会談に出席した。この会談において、竹島問題は、「アンダープロテスト」であることを示すことを目的として発言された。密約の内容と極めてよく似ていた。韓国側は金泳三民間大統領のころから、密約の存在などなかったかのように、ヘリポートや宿泊所を建設したり、軍の詰所を強化したり、実効支配の実績造りを強化していった。実際に存在したか否かは別として、「竹島密約」で了解された精神は、なくなったのである。

第二に、法的・歴史的側面を含む対話を、民間レベルから始めて行う。

密約を導いたような先駆的な合意や問題の法的・歴史的側面を、すぐに政府レベルで始めることが難しいなら、あらゆる問題を民間レベルにおいて、真摯で冷静で建設的な対話によって行うことは可能なのではないか。

11年9月に名古屋大学の池内敏教授と嶺南大学金秀姫の間に、歴史実証主義を尊重した真剣な議論が行われた⁽⁹⁾。私の手元にいま、12年12月に池内敏先生がこれまでの論考をまとめて発行した『竹島問題は何か』がある。もう一冊、私の手元に、12年2月に発行された韓国北東アジア歴史財団の理事長金学俊氏の『独島研究』がある。金学俊氏の2004年版は、保阪正康氏との共著で私が韓国側の主張に反論するためのベーステキストとして読み込んだ本である。こうやって、研究者どうしの地道な研究は、確実に前進しているのではないか。

当然のことながら、民間対話が十分に進んだ後には政府レベルの対話を求めることになる。

第三に、竹島を平和と協力の島として活用する。

私は、竹島を平和と協力の島とする信頼醸成措置をつくるよう、2009年6月に、アメリカ・ワシントンのSAISで開かれた「独島・竹島・リアンクール岩礁：北東アジアにおける歴史・領土・主催」セミナーで提案し

た。まったく予想していないことだったが、アメリカ人、韓国系アメリカ人のみならず、韓国から出張してきた方々も、熱烈にこのアイデアを支持してくれた。その時の雰囲気といま日韓間の表面的な雰囲気との差はあまりにも大きいのである。同じ問題を扱っているのかという気持ちにさえなる。

究極の課題は、竹島という日韓の間にささった棘を、お互いのプライドを傷つけない形でうまく抜くことができるかにかかっている。そのために必須なのは、日韓が相手の国を信用できる国と思えるか否かということである。国を信用できるかということは、抽象的な概念としての国家が信用できるか否かという問題ではない。その国を構成する指導者が、国民が、人間が信用できるか否かという問題である。

注

- (4) 本節の記述は、拙著『歴史認識を問い直す』第2章「竹島問題」54～60ページ参照。
- (5) 外務省 HP：『竹島問題を理解するための10のポイント』7
- (6) 保阪正康・東郷和彦『日本の領土問題：北方領土、竹島、尖閣諸島』角川ワンテーマ21、2012年2月、87～94ページ
- (7) 本節の記述は、拙著『歴史認識を問い直す』第2章「竹島問題」60～64、67～75ページ参照。
- (8) ロー・ダニエル『竹島密約』草思社、2008年
- (9) 前掲共著『日本の領土問題』201ページ